

# 雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件案の概要

資料 2 - 2

生成AIの登場やDX時代に求められる人材像の変化等を踏まえ、デジタル関係講座の指定基準について、講座のレベルと訓練時間の要件を見直すことにより、デジタル分野へのリ・スキリングを推進する。

## 改正内容

- 専門実践教育訓練給付の第6類型「第四次産業革命スキル習得講座」について、指定対象講座のレベルを「ITスキル標準レベル4相当」から「ITスキル標準レベル3以上」に拡充する。
- 専門実践教育訓練給付の第5類型「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程」について、訓練時間の要件を、第6類型「第四次産業革命スキル習得講座」の要件（30時間以上）と統一した上で、第6類型と統合する（新第5類型）。
- これに伴い、特定一般教育訓練の第2類型について、所要の整備を行う。

【施行】令和6年4月から指定講座の募集を開始、令和6年10月指定の対象講座開始。

## 現行

## 見直し後

専門実践

【第5類型】一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

- ・ ITSSレベル3相当：120時間以上かつ2年以内
- ・ ITSSレベル4相当：30時間以上かつ2年以内

【第6類型】第四次産業革命スキル習得講座

- ・ ITSSレベル4相当：30時間以上かつ2年以内

特定一般

【第2類型】一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

- ・ ITSSレベル2相当以上：  
[通学制] 1か月以上1年以内かつ50時間以上  
[通信制] 3か月以上1年以内

(※) 専門実践対象外のITSSレベル3相当を含む。

【第5類型】第四次産業革命スキル習得講座等

- ・ ITSSレベル3以上：30時間以上かつ2年以内

(備考) 現行の第5類型・第6類型を統合。

ITSSレベル3相当以上の資格取得を目標とする課程を含む。

【第2類型】一定レベルの情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

- ・ ITSSレベル2：  
[通学制] 1か月以上1年以内かつ50時間以上  
[通信制] 3か月以上1年以内